

資料 4

# 林野火災警報・注意報制度説明動画制作等 広報業務

企画提案審査要領

令和 8 年 6 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「林野火災警報・注意報制度説明動画制作等広報業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、本業務の企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び審査委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。  
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、委員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、本業務の企画コンペ実施要領4(2)アに定める審査委員会の開催日において、順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日、再審査のうえ順位等を決定するものとします。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。
- (5) 審査委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務等の執行に関しての意見を付すことができるものとする。

## 3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

## 4 審査項目等

別紙のとおり。

別紙

審査項目
(1) 企画コンペ提案書の内容等【90点】
ア 企画内容（説明動画）【15点】 （ア）事業趣旨・制度への理解 （イ）実施計画の具体性・実現性
イ 企画内容（説明動画）【50点】 （ア）3分間動画の内容・構成 （イ）3分間動画の継続掲載への配慮 （ウ）15秒間動画の訴求力
ウ 企画内容（説明動画以外）【20点】 （ア）認知度 Web アンケート調査 （イ）SNS 広告の配信 （ウ）ポスターの制作・印刷・発送
エ 自由提案 【5点】
(2) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【5点】
(3) 見積書（提案内容との整合性等）【5点】